

## 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の概要

公共工事の執行については、談合・贈収賄等の不正行為が多数発生し、その結果、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良業者の介在する余地がなくなり、建設業の健全な発達に悪影響をあたえているとの指摘があります。

公共工事は、国民の税金を原資として、社会資本の整備を行うものであることから、いやしくも国民の疑惑を招くことの無いようにするとともに、適正な施工を確保して、良質な社会資本の整備を、効率的に行うことが求められています。

このような認識に基づいて、『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』(以下「入札・契約適正化法」)が、平成12年11月27日に公布され、平成13年4月1日から施行されました。この法律は、全ての公共工事の発注者に適用される画期的なもので、法律・施行令に基づく発注者への義務付け措置と発注者の努力目標としての適正化指針から成り立っています。

以下、その内容について簡単に説明します。

### 1. 目的

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る。

### 2. 基本原則

公共工事の入札・契約は、次の事項を基本とし、適正化を図るものとする。

- 入札・契約の過程、内容の透明性の確保
- 入札・契約参加者の公正な競争の促進
- 入札・契約からの談合等の不正行為の排除の徹底
- 公共工事の適正な施行の確保

### 3. すべての発注者に対する義務付け措置

#### 毎年度の発注見通しの公表

秘密にする必要があるもの、予定価格が250万円を超えないものを除いて、発注者は、毎年度、4月1日・10月1日を目途に、発注見通し(発注工事名・入札時期等)を公表しなければならない。

#### 入札・契約に係る情報の公表

発注者は、入札・契約の過程(入札参加者の資格、入札者、入札金額、落札者、落札金額等)及び契約の内容(契約の相手方・契約金額等)を公表しなければならない。

#### 不正行為等に対する措置

発注者は、談合があると疑うに足りる事実を認めた場合には、公正取引委員会に対し通知しなければならない。

発注者は、一括下請負があると疑うに足りる事実を認めた場合には、建設業許可行政庁等に対し通知しなければならない。

#### 施工体制の適正化

公共工事において、一括下請負は全面的に禁止する。

受注者は、発注者に対し特定建設業の許可を必要とする工事について、施工体制台帳を提出しなければならない。発注者は、施工体制の状況を点検しなければならない。

#### 4. 適正化指針

##### 透明性の確保

入札及び契約に係る情報は、すべて公表を基本とすること。

##### 第三者の意見を適切に反映する方策

入札及び契約手続きに関し、学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会等の第三者機関等の設置等の方策を講ずること。

当該機関は、発注者から入札・契約手続きの運用状況について報告を受け、入札参加資格の設定・指名の経緯等に関する審議を行い、発注者に対する意見の具申を行うものとする。

##### 公正な競争の促進

##### 入札及び契約の方法の改善

一般競争・受注者の意向を確認して行う公募型指名競争入札等を適切に実施し、地域要件については、過度に競争を制限することとならない運用とし、中小・中堅建設業者に対する受注機会の確保を図るとともに、JV 制度を適切に活用し、談合等の不正行為やダンピング防止等の観点から、入札金額の内訳の提出を求めるように努め、積算を適正に行うとともに、歩切は厳に慎むこと。

##### 苦情処理システムの整備

発注者が入札・契約の過程について適切に説明するとともに、更に不服のあるものについては、第三者機関による審議等中立・公正に不服を処理する方策を講ずること。

##### 談合その他の不正行為の排除の徹底

##### 談合情報への適切な対応

談合情報への対応要領の策定・公表を行うこと。

##### 一括下請負等建設業法違反への適切な対応

施工体制の把握に係る要領の策定・公表を行うこと。

##### 捜査機関等との連携

入札・契約に関する不正行為があるときは、警察本部等に通知するとともに、警察本部との情報交換等の緊密な連携を図ること。

##### ペナルティの厳正な運用

- ・ 指名停止基準を策定・公表し、指名停止の相手方の名称、期間、理由等を公表すること。
- ・ 談合による損害額の認定が可能な場合には、損害賠償の請求を行うよう努めること。

##### 談合への発注者の関与の防止

入札及び契約の手続きの透明性の向上により、不正行為の起こりにくい環境を整備すること。

##### 公共工事の適正な施工の確保

## 公共工事の施工状況の評価

発注者は、工事成績評価を行なうように努め、あらかじめ要領を策定・公表すること。また、工事成績評価の結果を受注者に対し、通知するとともに、公表すること。

工事成績評価に対する苦情については、発注者が適切に説明するとともに、さらに不服のある者については、第三者機関による審議等中立・公正に処理する方策を講ずること。

## ダンピングの防止

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用によりダンピング受注を排除すること。低入札価格調査については、調査結果の概要を公表すること。

## 施工体制の把握の徹底等

公共工事の品質確保の観点から、監督及び検査についての基準を策定・公表するとともに、現場の施工体制を適格に把握するための要領の策定等により監督を実施すること。また、施工体制台帳の活用等により、元受下請を含めた適正な施工体制が確保されるよう指導すること。

## その他入札契約の適正化の促進

### 不良・不適格業者の排除

ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者を排除するために、入札・工事施工等各段階における発注者支援データベースの活用による監理技術者の専任制の確認、工事施工前の監理技術者資格者証の確認、立ち入り点検による監理技術者の専任状況の確認等を行うこと。

### ISO の活用に関すること

ISO9000 シリーズの認証取得の促進を図ること。

### IT 化の推進に関すること

- ・IT 化の推進による業務運営の効率化、競争性の向上等を図ること
- ・情報の公表にインターネット等を活用すること。
- ・図書の簡素化や資格審査等の手続きの統一化に努めること。

### 発注者相互の連絡、協調体制の強化

公共工事の発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化を図ること。